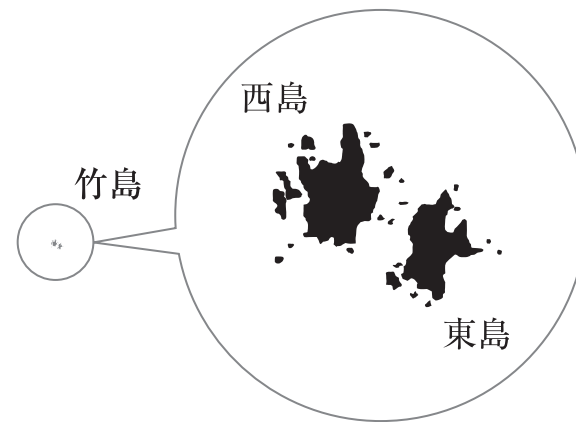


鬱陵島



竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島町に属し、隠岐の島の北西約158 kmに位置し、東西の2主島と数十の岩礁から成る島です。その総面積は0.21km<sup>2</sup>で東京ドームの5倍の広さです。

竹島の領有権をめぐる日本と韓国の争いは、1952(昭和27)年1月18日、韓国の李承晩大統領が一方的に李承晩ライン宣言を発し、竹島をこのラインの中に囲い込んだことに始まります。

現在、韓国は、竹島に灯台やヘリポートなどを築き、警備員を常駐させて不法占拠を続けています。このため、我が国の主権の行使ができない状態となっています。

◇歴史的に見ても日本の領土です

日本は、遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立しました。

◇国際法に照らしても日本の領土です

日本政府は、1905年1月竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました。それを受け、同年2月22日、島根県知事が「竹島」の名称と所管を告示しました。

韓国

# 竹島 TAKESHIMA かえれ島と海 2月22日は竹島の日です



今日は、平成17年3月に島根県議会で「竹島の日を定める条例」が制定されてから、10回目の竹島の日です。

条例制定後、県では、県議会や関係団体と協力しながら、国への働きかけを強め、国民・県民への啓発活動、調査研究、学校教育など様々な活動を行ってきました。

平成24年の韓国大統領の竹島上陸後、政府においても、領土担当大臣や内閣官房「領土・主権対策企画調整室」の設置など、竹島問題を国全体の問題として本格的に取り組む動きとなりつつあり、竹島問題をめぐる活動は新たな局面を迎えています。

竹島問題の解決には、国民、県民の皆さまの理解や世論の盛り上がりが必要不可欠です。今後も、島根県は、国や地元町村、関係団体などと連携しながら、竹島問題の早期解決に向け積極的に取り組んでいきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

竹島資料室では、特別展示「条例制定10周年を迎えて」を開催中(～3月30日)